

道州制下における国の姿について

	第28次地方制度調査会答申 (H18.2.28)	道州制ビジョン懇談会「中間報告」 (H20.3.24)	自民党道州制推進本部 「道州制に関する第3次中間報告に向けて(素案)」 (H20.5.22)	(社)日本経済団体連合会 「道州制の導入に向けた第2次提言-中間とりまとめ-」 (H20.3.18)
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> 国は、国が本来果たすべき役割を除き、できる限り道州に移譲。(特に地方支分部局) 1 道州制下においても、国が担う事務 <ul style="list-style-type: none"> 国際社会における国家としての存立に直接関わる事務 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関わる事務 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要のある事務 国家として取り組むべき高度な科学技術や希少な資源に関する事務 国の行政組織に係る内部管理 これら以外は原則、道州の事務に区分する。 2 現在、国と都道府県の双方が対応している事務の新たな配分 <ul style="list-style-type: none"> 大規模、影響が広範囲に及ぶものを国が実施 国全体のネットワーク形成は国、それ以外を道州へ。 国の指針に従い、都道府県が計画策定・実施 国の指針策定を限定。 国が全国一律の基準を設置、都道府県が実施 ナショナルミニマムなど国の基準を限定。 設置・管理主体について法令上の限定のない施設 国の施設を基幹的・国家的なものに限定 道州間の広域調整 緊急時の国の支持等は必要な限り存置。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の役割は、国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定 <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 皇室 外交、国際協調 国家安全保障、治安 通貨の発行管理及び金利 通商政策 資源エネルギー政策 移民政策 大規模災害対策 最低限の生活保障 国家的プロジェクト 司法、民法・商法・刑法等の基本法制 市場競争の確保 財産権の保障 国政選挙 国の財政 国の統計及び記録 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護、年金、医療保険等のナショナルミニマム、警察治安・広域犯罪対策については国が責任をもつべき部分あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は国家存立と国家戦略に係る基本計画を担当(実施事務は全国に影響する特別なものを除き行わない) 国・道州・基礎自治体の役割分担に関する3原則 <ul style="list-style-type: none"> 国家補助事業は廃止し、財源を付して道州又は基礎自治体に移管する。 国の地方支分部局は廃止する。 国が制度の基本・基準を定める場合でも、その実施主体は道州・基礎自治体とする。 <p>(国家存立に係る事務)</p> <p>皇室、司法、出入国管理、通貨・金融システム・度量衡、国家財産、民事・商事の基本ルール、年金・医療保険</p> <p>(国家戦略に係る基本計画の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食糧安全保障・安定供給計画 ➢ 地球環境対策・水資源確保・農林水産基本計画 ➢ 国土保全基本計画 ➢ 広域交通基盤・高速交通ネットワーク・輸送安全基本計画(一部実施) ➢ 国際港湾・国際空港 ➢ 教育基本計画 ➢ 資源エネルギー政策・原子力基本計画 ➢ 社会保障基本計画 ➢ 少子高齢化対策基本計画 ➢ 男女共同参画基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> 国が専管事項として果たすべき役割は、対外的分野、市場の機能円滑化・発揮のためのルール整備、最低限のサーフェティネットの整備などに「選択と集中」。 <p>(国の果たすべき役割)</p> <p>外交、防衛、危機管理、出入国管理、貿易管理・通関、司法、為替政策、マクロ経済政策、通信・放送政策、食料・資源・エネルギー安定確保、地球規模の環境保全・資源循環、環境基準、市場のルール整備、国の競争力及び社会の安定に関わる基本戦略・計画の策定、社会保障・雇用政策等のセーフティネット整備、教育の枠組み整備</p>
国の組織	<ul style="list-style-type: none"> (道州制を導入する場合には)国の行政組織の縮減や(中略)国と地方を通じた組織や職員、行政経費の削減の目標を定めて実現すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州及び基礎自治体に関与する国の地方出先機関は全廃。 中央省庁の機能や人員は大幅に削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁の再編については、大幅なスリム化が前提となるが、現在の組織を念頭に置いて省庁、局、課室の数を減少させることのみを重視せず、国家戦略の策定に必要な機能をゼロベースから構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 12府省は半数程度に解体・再編。 内政分野における国全体の基本戦略・計画や統一的な政策の方針・基準策定は、内閣府に集約。
国会			<ul style="list-style-type: none"> 国会議員の数は大幅に削減。 参議院を各道州同数の代表者から構成するなど国会及び国会議員のあり方を抜本的に見直し。 	
国家公務員		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員数は大幅に削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 倫理観、使命感の高い職員を確保するため、国・道州・市町村に勤務するすべての職員の総称を「日本国公務員」に統一する。 省庁職員については、採用から退職までを一元的に管理する仕組みの創設を含め、人事管理のあり方の抜本的な見直しが必要。 国・地方を通じた公務員数は全体として大幅に削減することが可能。 	